

審判員謝金基準

1. 目的及び意義

第1条

この基準は、一般社団法人日本デフ者バドミントン協会（以下「本協会」という。）主催の大会で必要となる審判員に対しての謝金に関し、必要な事項を定める。

2. 謝金の支払対象

第2条

この基準により謝金を支給する対象者は、次に規定する者とする。

- (1) 本協会の依頼により、招集された審判員
- (2) その他会長が謝礼を支給する必要があると認めた者

3. 支払方法

第3条

謝金は審判員に対して、原則として現金で支給するものとする。

4. 謝金額

第4条

(1) 主審

1人あたり、1日3,000円（上限）とする。
ただし、半日（4時間未満）の場合は1,500円とする。

(2) 線審

1人あたり、1日1,500円（上限）とする。
ただし、半日（4時間未満）の場合は750円とする。

※主審は、日本バドミントン協会公認審判員資格を有すること。

※双方を兼ねる審判員は、(1)の謝金額を支給とする。

5. 基準改正

第5条

この基準の改正は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この基準は、2018年4月28日より施行する。